

丹波の森づくり推進検討委員会 による答申書（未定稿）

令和8年8月

丹波の森づくり推進検討委員会

1. はじめに

本委員会は、丹波篠山市における「丹波の森」の理念を次世代へつないでいくため、新たな条例の策定およびそれを地域社会へ根付かせるための具体的な施策のあり方について、慎重に検討を重ねてきました。

検討の過程では、いつまでも変わらないまちづくりの根幹、判断に迷ったときに立ち返る「原点」を確立するという条例化の重要な効果を確認しました。そのうえで、この理念を形骸化させず、いかに生きた規範として地域社会に実装していくか議論を深めました。

「丹波の森宣言」がなされた当初は、開発圧（オーバークース）からの抵抗が主眼にありましたが、現在は手入れ不足や関わりの減少（アンダーユース）へと課題は変化しています。こうした状況を踏まえ、従来の「自然保全」だけではなく、人間の暮らしや日々の生業、そして自然の営みが互いに生かし合う「使って守る」「生かして守る」姿勢、すなわち「健全な循環」こそが、新条例を通じて広く共有すべき大切な考え方であるという結論に達しました。

こうした考え方の下で条例案について逐次検討するとともに、日々の暮らしの中に理念が浸透し、継承されていくための具体的な施策についても合わせて検討を行いました。

本委員会が学識経験や地域自治、実践者の知恵を結集して導き出したこの答申が、本市の確固たる背骨となり、市民の皆様の理解と共感を得ながら力強く推進されることを願い、ここに答申いたします。

2. 答申の要旨

本答申書は、丹波篠山市における「丹波の森」の理念を次世代へ継承し、持続可能な地域社会を構築するための新条例制定、およびその実効性を担保する具体的施策について提言するものである。

本市の豊かな自然や景観は先人の不断の努力によって維持されてきたが、時代の経過に伴う理念の形骸化や人口減少により、現在は開発圧（オーバーユース）ではなく、関わりの減少（アンダーユース）に伴う担い手不足が深刻な課題となっている。こうした状況を踏まえ、本答申では、従来の「自然保全」だけではなく、人間の暮らしや生業、自然の営みが互いに生かし合う「使って守る」「生かして守る」姿勢、すなわち「健全な循環」の創出を背骨として位置づけた。

新条例の基本原則には、丹波の森宣言の理念はもちろんのこと、ネイチャーポジティブ（自然の豊かさや生物多様性を積極的に再生、再興していく）の精神、多様な主体（市民、事業者、関係人口等）による自発的な協働ネットワークの構築などを掲げている。さらに、理念条例が単なる念仏となることを防ぐため、現場が抱える構造的課題（無償ボランティアの限界、フリーライダー問題、新旧住民のコンフリクト）を明確化し、その解決策として、自然環境に係る活動の「仕事化・収益化」、来訪者の受益を還元する「新たな財政的仕組み」の検討、合意形成を支えるコーディネート機能の整備など、5つの具体的施策を提示した。本条例とこれら施策が両輪となって機能することで、丹波の森づくりが自律的に回り続ける地域社会の実現を目指す。

【キーワード】 丹波の森、継承、オーバーユース、アンダーユース、健全な循環、ネイチャーポジティブ、関係人口、理念条例、受益と負担の公平性

3. 検討委員会設置の背景等

(1) 「丹波の森づくり」の歩みと地方創生の先駆けとしての成果

昭和 63 年（1988 年）、開発圧力が丹波地域にも及ぼうとする中、画一的な都市化を拒み、豊かな自然や文化を大切にしたい地域づくりを目指して住民が主体となり「丹波の森宣言」が採択された。この宣言には、当時の地域全体の約半数にのぼる 2 万 1,616 世帯が同意署名し、人と自然と文化が調和する持続可能な地域づくりの理想が掲げられた。

以来 38 年間にわたり、住民・事業者・行政が一体となって里山保全、景観形成、文化振興などの多様な取り組みを展開してきた。その不断の努力の結果、丹波篠山市は 2 つの日本遺産や日本農業遺産への認定、ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟など、対外的に高い評価を受けるに至っている。近年では「住みたい田舎ベストランキング」で上位に選ばれるなど、幅広い世代を惹きつける魅力的な農村環境と美しい山里風景が「日本の原風景」として今なお維持されている。

(2) 認知の低下と表層的理解という現代の課題

しかし、時代の経過とともに、この豊かな環境を支えてきた原点である理念の形骸化が深刻な課題となっている。

令和 6 年度に実施された認知度調査では、「丹波の森宣言」や「丹波の森構想」という言葉を「聞いたことがない」と答えた人が約半数（49%）に達し、特に若い世代（18 歳～39 歳）では 75%に及んでいる。さらに、言葉自体は「聞いたことがある」と答えた人でさえ、その具体的な理念や活動まで「知っている」と答えた人はわずか 3 分の 1 に留まり、若い世代の「知らない」割合は 75%を占めている。

一方で、同調査では約 70%の市民が地域の自然の豊かさや景観の美しさを実感しており、皮肉にも「若い世代ほどその美しさを強く感じている」という結果も示された。ここから浮き彫りになるのは、現在の美しい環境や文化が、先人たちの主体的な関わりや規制誘導といった「不断の努力と意志」によって守られてきたという背景が共有されず、ただ「当たり前」に存在する魅力として表層的に消費されているという問題意識である。生業（生活）と自然が乖離しがちな現代において、地域の豊かな価値を次世代へ引き継ぎ、持続可能性を高めるためには、住民と自然を再び接続する理念の共有が不可欠となっている。

(3) コミュニティ機能の低下と「継承と進化」への要請

さらに地域社会の現状に目を向けると、人口減少と高齢化の進行により、これ

までの枠組みのままでは地域コミュニティの機能を維持することが年々困難になりつつある。多様化・拡散した森づくりのエネルギーを今一度原点の理念へと集約させると同時に、SDGs やネイチャーポジティブといった現代的・国際的な要請に対応した「持続可能な社会」へとアップデートしていかなければならない。そのためには、地域住民に留まらず、地域に愛着や関心を持つ多様な人々が、主体的に関わり、活躍できる新たな仕組みと、時代に即した新しいコミュニティのあり方を模索することが急務である。

4. 検討委員会における「条例化」の検討プロセス

(1) 普遍的な理念をまちの礎とする「条例化」の意義

これまで丹波篠山市は、まちづくり条例の改正、景観条例の制定、ふるさとの森づくり条例の施行など、個別具体的な行政施策において丹波の森づくりの理念を具現化してきた。しかし、公益財団法人兵庫丹波の森協会が掲げる「丹波の森宣言」や「丹波の森構想」という、もっとも普遍的かつ抽象的な上位理念に対して、市として直接的に位置づけ、市民と持続的に共有するための法的枠組みは未だ存在していない。

そのため、条例制定することについては、一定の意義があると考えられるが、委員会では、一足飛びに条例内容を検討するのではなく、まずは条例制定の必要性から議論することとした。

(2) 条例化の必要性に係る議論（期待される効果と課題）

委員会では、条例に期待される効果と課題を中心に議論を行った。まず、期待される効果としては、「精神性の継承」である。37 年前に採択された「丹波の森宣言」は地方創生の先駆けであるが、時代の経過とともに人々の意識から薄れてきている。当時は 2 万世帯以上の賛同を得たが、現在の若い世代はその歴史的背景を知らず、今ある環境を「当たり前のもの」として表層的に捉えている。そのため、未来へ引き継ぐための明確な法制的根拠、いつの時代も変わらず取り組むべきまちづくりの根幹、判断に迷ったときに立ち返る「原点としての精神性」としての効果が期待される。

次に、現場のプレイヤーや地域活動を支える「砦」としての役割である。有機農業や里山保全などに取り組む民間プレイヤーや若い世代が、地域社会（地縁組織など）との調整や事業の推進に悩んだ際、「市の方針（条例）に基づいてやっている」というコンセンサスがあることで、安心して活動できるバックボーン（説得の材料や心の支え）になる。

このように、条例に期待される効果がある一方で、実効性を持たせるために解

決すべき課題もある。そのひとつが「理念条例」が行動変容を起こせるかという懸念である。理念条例が市民の具体的な行動変容につながるかどうかは不透明であり、単に理念を掲げるだけでは意義が薄くなりかねない。次に、総合計画や実施計画と連動させ、実効性のある政策サイクルを回す必要性である。また、言葉の工夫（キラーフレーズなど）、若い世代や移住者の心に刺さる「パンチのある言葉」や独自の工夫が必要である。

このように条例制定に期待される効果と課題を整理したなか、条例制定に期待される効果は大きいことから、条例内容を検討することとし、そのうえで、実効性等の課題についても、議論を深めていくこととした。

5. 条例（案）についての検討

(1) 条例（案）に関する論点

①個別計画等の上位に位置する「包括的理念条例」としての性格づけ

本条例は、環境基本条例や農都創造条例といった既存の個別具体的な条例および関連計画の上位に位置づけ、それらを大局的に統括・整理する「傘（包括的な理念条例）」としての役割を果たすべきであるとの結論に至った。ただし、行政の内部規範に偏ることで市民との温度差が生じることを回避するため、普遍的な「理念の確立」を条例で定めると同時に、市民の自発的な参画を促す「浸透のための具体的施策」については、別途提案することとして、両輪で推進することとした。

②時代の変遷に伴う「アンダーユース」への課題の再整理

38年前の「丹波の森宣言」当時は、都市化に伴う外部からの開発圧（オーバーユース）への抵抗が主眼であったが、現代における深刻な課題は、人口減少やライフスタイルの変化に伴う手入れ不足や関わりの減少（アンダーユース）へと大きく変化していることから、現代の課題に即して整理を行った。

③継承の視点

先人が積み重ねてきた歴史や精神性を次世代へ引き継ぐ「継承」をまちづくりの骨子に据えつつ、気候変動や人口減少といった現代の構造的課題に対し、デジタル技術等の先端知見も柔軟に取り入れながら新しい未来の仕組みを構築する「進化」の視点も、本条例が目指すべき重要な方向性として共有した。

④条例の名称とアプローチ

「森」という言葉が単なる森林・植林の保全活動と誤解される懸念を踏まえ、

条例の名称や前文には「人づくり」や「人と自然と文化が調和する」といった枕言葉を冠し、日常生活の中で自分事として直感的に伝わる工夫を凝らすべきである。また、ターゲットの年齢層に応じたアプローチとして、難解な条文を日常的な言葉を使った「解説版」の作成や、民間の自発的な活動を後押しする独自のサポーター制度の導入が提案された。

(2) 条例の核となる考え方

①「保全」から「使って守る・生かして守る」への転換

自然環境を人間社会から隔離して保護する従来のアプローチから脱却し、人間の暮らし、日々の生業（農業や伝統的な杜氏の技術など）、そして自然の営みが相互に影響し合い、補完し合う「健全な循環」こそが、新条例の核となるべき精神であるとの結論に達した。また、ネイチャーポジティブの考え方とともに、自然環境（自然資本）の価値を地域経済の持続可能性へとつなぎ、次世代の教育へと心地よく還流させる仕組みの重要性が確認された。

②「空間・精神・社会関係」を包括する「丹波の森」の定義

本条例において対象とする「丹波の森」とは、単なる森林や公園といった物理的な緑地空間に留まらない。野・里・川・田んぼ・街並みを含む日常生活の空間すべてであり、そこに蓄積された歴史、伝統文化、芸能、人々のつながり（社会関係資本）、さらには人間自身をも生態系の一部として内包する、多層的で広範な概念として明確に定義づけることとした。

③「自然・文化・歴史・風土」の関係性の整理

本委員会は、条例を貫く概念的な骨格として、「自然」「文化」「歴史」「風土」の関係性を以下のとおり整理した。

「文化は自然から生まれ、歴史が育て、風土になる」

各言葉の意味は、広辞苑第4版（岩波書店）に基づき、条例の趣旨に最も適した意義を選択している。「自然」とは「おのずからそうなるもの。人間を含め、山川・草木・動物など、天地間の万物」であり、人間もその一部として存在する。「文化」とは「人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果」であり、自然への適応から生業・技術として定着し、世代を超えて洗練・継承される中で精神性や共同体の絆へと昇華したものである。「歴史」とは「物事の現在に至る来歴」であり、ここでは過去の記録としての歴史というよりは、自然と文化が積み重なってきた時間軸として機能する。「風土」については、広辞苑の「土地の状態、気候・地味など」という定義はあまりにも狭義であることから、組織風土・企業風土などの用例にも見られるように、精神的・文化

的な土壌としての意味をも持つ言葉として、本条例において広義に用いることとした。

④市民の生活感への密着と運用の柔軟性

行政主導の一過性のイベントや記念日の設定は形骸化しやすいという過去の教訓を踏まえ、施策の実効性を担保するためには、住民の「生活感・生業」と密接に結びついた取り組みであることが不可欠であると議論された。また、時代や社会情勢の変化に柔軟に適応できるよう、あらかじめ期間限定の時限措置を許容するなどの「変わることで守る」ための適切な運用の余白や見直し条項を設けることが肝要である。

(3) 各主体の役割と責務

①市民の役割（主体的参画と生活感の保持）

市民は「丹波の森づくり」の主演であることを自覚し、日々の暮らしの中で自然を慈しみ、郷土の文化・歴史などの豊かな資源を学び、楽しみながら新たな価値をともに創り出す活動に参画することが求められる。また、地域の魅力を語り継ぐとともに、「丹波の森づくり」に関わる人々と互いに応援し合うことが期待される。

②事業者の役割（生業を通じた貢献と活動の仕事化）

事業者には、「丹波の森づくり」の理念を深く理解し、事業活動が豊かな自然環境や美しい景観を損なうことのないよう最大限配慮することが求められる。また、地域の文化、歴史及び風土を尊重し、地域社会の一員として持続的な発展に寄与することが期待される。さらに、第7回委員会における議論を踏まえ、ネイチャーポジティブの考え方を反映した規定を新たに追加した。すなわち、事業活動が丹波篠山市の自然と調和し、人と自然が育み合う関係を深めることで、生物の多様性と自然の豊かさが増していくよう積極的に取り組むことを事業者の役割として位置づけた。

③行政（市）の責務（政策の縦割り打破と包括的支援）

本条例の理念を、総合計画をはじめとする行政計画はもとより、まちづくり協議会の地区まちづくり計画や教育関係といった各分野にビルトイン（反映・連動）させ、実効性のある政策サイクル等を動かしていく必要がある。また、庁内横断的な連携を図り推進していくとともに、理念に共感して活動する民間の実践者や事業者が増えていくよう働きかけることが行政の重要な役割として求められる。なお、学校教育の場については、保育園・認定こども園を含む

幅広い世代への対応を図るため、「学校園や地域における学習」として規定することとした。また、丹波の森づくりの推進状況については、市総合計画の見直しと併せて取り組みを把握・評価し、施策に生かすよう努めることを新たに行政の役割として追加した。

④観光客・来訪者（受益と負担の公平性を担う新たな主体）

本市の豊かな自然や景観をただ消費する（フリーライダーとなる）のではなく、地域の価値に共感し、環境を未来へ残すための適切な配慮（環境負荷の低減等）や活動への参加に努める主体として位置づける。具体的には、来訪者が享受する受益に対して一定の経済的負担を求め、それを地域の環境整備（草刈りや里山保全等）の原資として地域へ還元する「財政的還流メカニズム（丹波の森づくり税等の検討）」や、公営駐車場等の料金案内を活用した啓発メッセージの発信など、受益と負担の公平性を確保するための具体的な施策を視野に入れるべきである。なお、関係人口等の役割（第6条）については、丹波篠山市の豊かな自然や文化、歴史が先人から受け継がれ、地域の人々の営みによって守られ、育まれてきたものであるという背景を前段に明示することで、訪問者・関係人口に対して「課されている感」ではなく、その価値への共感と参画を促す構成とした。

（4）全体の連携（共創による「丹波の森づくり」の推進）

本条例では、市民、事業者、関係人口等、行政という多様な主体のそれぞれの役割を定めてきた。これらの主体が自らの役割を果たすことは、「丹波の森づくり」を推進する上で重要な意義をもち、その原動力となるものである。

しかしながら、各主体が他の主体に無関心となり、自身の役割にのみ注力してしまえば、それぞれの活動の可能性を狭め、「健全な循環」を生み出す力を削いでしまうことにもなりかねない。各主体が互いの存在を認め、尊重し合いながら連携することこそが重要である。

よって、これらの主体は、それぞれの役割を果たすにとどまらず、互いの立場を尊重し、連携して、「丹波の森づくり」を共創していくことが求められる。

以上が、条例（案）に係る委員系としての検討の要諦である。条例（案）の全容については、次のとおりである。

●丹波篠山市人と自然と文化が調和した「丹波の森づくり」を～（案）

かつて、私たちの丹波地域に開発の波が押し寄せようとしていました。経済

の発展こそが豊かさであるという時代の大きな流れの中で、私たちはあえてその潮流に立ち止まり、目先の開発よりも、先人から受け継いだ自然や文化、歴史の中にこそ、未来へつなぐべき本質的な豊かさがあると信じました。そして、画一的な都市化を追うのではなく、森に象徴される豊かな自然や文化、歴史を大切にしたい地域づくりを進めようという信念を込め、掲げられたのが次の「丹波の森宣言」です。

宣言1 丹波の健全な発展をそこなうような自然破壊は行わず、森を大切に守り育てます。

宣言2 丹波の自然景観を大切にし、花と緑の美しい地域づくりを進めます。

宣言3 丹波の文化景観及び歴史的遺産を大切にし、個性豊かな地域文化を育てます。

宣言4 丹波の素朴さと人情を大切にし、安らぎと活力に満ちた地域づくりを進めます。

これまで丹波篠山市は、この宣言をまちづくりの原点として、大切に、そして着実に歩みを進めてきました。その結果、美しいまちなみや豊かな自然や文化、歴史、そして特産物に恵まれた、多くの人々を惹きつける魅力ある地となっています。

「丹波の森宣言」は、私たちが常に立ち返るべき出発点であると同時に、未来に向けて一体となって目指すべき目標でもあります。

私たちは、この宣言をこれからも変わらない心の拠り所としながら、丹波地域に息づく資源を活かし、新たな価値や喜びを創り出すことで、持続可能な地域社会を築き上げていきます。

この美しく、かけがえのない丹波篠山市を、誇りを持って次の世代へつないでいくため、ここに本条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げる「丹波の森宣言」の理念を、市民、事業者はもとより、本市を訪れる人々や移住を志す人々など、丹波篠山市に心寄せる全ての人々が共有し、自ら「丹波の森づくり」に関わり、ともに歩を進めていくことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「丹波の森」とは、丹波地域における山や川等の自然、まちななどのすべての場所、そして人や地域、文化、歴史などすべての資源の総称をいう。

(2)「丹波の森づくり」とは、「丹波の森」を生かして、今を生きる私たちの知恵を重ねて、新たな価値や喜びのある暮らしを創り出していくための多様な主体による創造的な取り組みをいう。

(定義)

第2条 この条例において、「丹波の森づくり」とは、丹波地域における山や川、まちなどのすべての場所、そして人や地域、歴史、文化などすべての資源（以下「丹波の森」という。）を生かして、今を生きる私たちの知恵を重ねて、新たな価値や喜びのある暮らしを創り出していくための多様な主体による創造的な取り組みをいう。

(基本理念)

第3条 丹波篠山市における「丹波の森づくり」は、先人から受け継いだ大切な理念を尊び、未来に向けた持続可能な営みとして、次に掲げる基本理念のもと推進するものとします。

- (1) 先人の知恵に今の私たちの知恵を重ね、安心して豊かな暮らしの喜びを創り出すこと
- (2) あらゆる命に心を寄せ、日々の営みのなかで自然の恵みを豊かに再生すること
- (3) 地域の風土を活かした生業を大切にし、次世代へ続く持続可能な産業を育てること
- (4) 「丹波の森」を活かし、多様な人々との出会いから新たな価値や活気を生み出して、ふたたび地域の守り手となる健やかな循環を育てること
- (5) 世代や地域を越えて共に学び合い、一人ひとりの挑戦を応援し合う風土を育むこと

(市民の役割)

第4条 市民は、「丹波の森づくり」の主役であることを自覚し、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 日々の暮らしの中で花や緑、里山、水辺などの自然を慈しみ、自らの手で美しい景観と健やかな環境を守り育てること
- (2) 郷土の文化、歴史などの豊かな資源を学び、楽しみながら新たな価値をともに創り出す活動に参画すること
- (3) 丹波篠山市民であることへの誇りを持ち、地域の魅力を語り継ぐとともに、「丹波の森づくり」に関わる人々と互いに応援し合うこと
- (4) とともに暮らす仲間として日頃のつながりを大切にし、いざという時にも互いを守り合える、安心して安全な地域づくりに主体的に参画すること

(事業者の役割)

第5条 市内外の事業者は、地域社会の一員として、事業活動及び開発行為にあたっては次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとします。

- (1) 「丹波の森づくり」の理念を深く理解し、その事業活動が豊かな自然環境や美しい景観を損なうことのないよう、最大限配慮すること
- (2) 地域の文化、歴史を尊重し、地域社会の一員として、「丹波の森づくり」の持続的な発展に寄与すること
- (3) 自らの事業活動を通じて「丹波の森」の資産を創造的に利活用し、新たな価値の創出や地域経済の活性化に主体的に取り組むこと
- (4) 事業活動が丹波篠山市の自然と調和し、人と自然が育み合う関係を深めることで、生物の多様性と自然の豊かさが増していくよう積極的に取り組むこと

(関係人口等の役割)

第6条 丹波篠山市が誇る豊かな自然や文化、歴史は、先人から受け継がれ、地域の人々の営みによって守られ、育まれてきたものであることに鑑み、丹波篠山市を訪問する人々や心を寄せる人々は、その恵みを享受するとともに、「丹波の森」を育むパートナーとして、次に掲げる事項に努めるものとします。

- (1) 丹波篠山市の自然や文化、歴史を深く尊び、その価値を次世代へつなぐための活動に自らも参画すること
- (2) 地域の知恵と自らの知恵を響かせ合い、この土地ならではの新たな喜びや活気をともに創り出すこと
- (3) 丹波篠山市との関わりを深め、又は滞在を重ねるにあたっては、地域の習慣を尊重しつつ、自らの知恵や個性を活かして、地域をともに盛り立てていく仲間として活動すること

(行政の役割)

第7条 市は、「丹波の森づくり」の実現に向けて、次に掲げる事項に努めるものとします。

- (1) 市内の連携を図り、市総合計画をはじめとする関連計画や関連施策を効果的に推進すること
- (2) 学校園や地域における学習において、次世代を担う子どもたちが「丹波の森づくり」の理念に触れ、郷土への愛着と誇りを育むこと
- (3) 「丹波の森づくり」の理念への共鳴を広げ、市民、事業者、及び関係人口による主体的な参画と創造的な活動が連鎖していくよう、普及啓発に努めること
- (4) 「丹波の森づくり」の推進状況については、市総合計画の見直しと併せて取り組みを把握、評価し、施策に生かすよう努めること

(全体の連携)

第8条 市民、事業者、関係人口等、及び行政は、それぞれの役割を果たすにとどまらず、互いの立場を尊重し、連携して、「丹波の森づくり」を共創していくものとします。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

6. 条例の形骸化を防ぐための「構造的課題」の認識

本委員会が検討の中で最も重視し、常に立ち返った問題意識は、どれほど崇高な理念を掲げた条例（言葉）を策定したとしても、それが市民の日常生活や日々の生業に深く馴染まなければ、単なる書類として形骸化してしまうという点である。

本市が引き継いできた「丹波の森」の価値は、「自然保全」のアプローチにのみあるのではなく、むしろ自然を適切に利用し、手を加えることで、その恵みが地域社会に還流するという「お互いに生かし合う関係」の中にこそ存在する。すなわち、本条例が目指すべきは「ただ残すだけの保護」ではなく、地域の暮らしや生業が自然環境と共生しながら発展していく「健全な循環」の仕組みづくりである。

この仕組みを地域に根付かせていくことが重要であるが、法的な規範を定めただけで現場が自動的に動き出すわけではない。本委員会では、条文の文字だけでは救いきれない以下の3つの「構造的な課題（条例外で補完すべき課題）」を、具体的な施策によって補完していく必要があると考える。

（1）経済的な持続可能性の確保（無償ボランティア等の限界への対応）

草刈りや森林整備といった持続的な環境維持には多大な労力を要するが、人口減少の進行下において、市民のボランティア精神や無償の善意だけで続けていくことは大変厳しい状況にあると言わざるを得ない。こうした公益性を有する活動に一定の収益性を持たせ、「持続可能な仕事（生業・ビジネス）」としていくことが重要である。

（2）受益と負担の改善（フリーライダーから応援へ）

地域住民が多大な労力をかけて維持している美しい自然や景観を、市外からの観光客をはじめとする来訪者が無償で享受している。受益者である来訪者からも適切な応援（負担）を切り出し、それを地域の環境整備へ還元する財政的な仕組みが必要である。

（3）相談・合意形成プロセスの支援（プレーヤーと地域のコンフリクト回避）

地域の未来を担う若い世代や外部からの移住者といった新たなプレーヤーの存在は不可欠である。しかし、彼らの持つ斬新な発想や熱量と、地域を長年守ってきた伝統的なリーダー層との間に、適切な相談窓口や仲介役（インターフェース）が機能しない場合、すれ違いが生じ、活動が孤立・挫折するリスクがある。地域内での円滑な合意形成を支える対話の仕組みが求められる。

7. 提言（条例の実効性を担保する具体的施策と方向性）

上記の現実的な構造課題を解決し、条例の理念を市民の暮らしに実装するため、市が主体となって取り組むべき 5 つの具体的施策の方向性をここに提言する。

（1）市民・来訪者の共感と呼ぶ「普及啓発・ツール」の展開

①条例の「解説版（翻訳版）」の作成

子どもや事業者など、ターゲットごとに分かりやすい言葉やイラストを用いた解説ツールを広く配布し、難しい条例の理念を日常の視点へ分かりやすく翻訳すること。

②「丹波篠山森人（もりびと）」認定制度（仮）の創設

自然環境の保全・活用や伝統文化の継承等の「丹波の森づくり」に取り組む個人・事業者を市が公認する制度並びにネットワークを構築し、民間の自発的な活動に誇りと社会的価値を与えること。

③独自性のある「記念日」の制定と SNS 連動発信

「GOGO 里山の日」などの既存イメージと明確に差別化するため、例えば「丹波のもりびとの日」といった独自の記念日を制定する。これに連動し、市公式 SNS 等で「もりびとの過ごし方」を同時多発的に発信し、キーワードを市民の目に日常的に触れさせる。

（2）次世代へ繋ぐ「学校園や地域での学習」の推進

①学校園や地域での学習の連動

学校園や地域での学習のなかで、子どもたちが地域の自然や歴史、文化に触れる体験を通じて地域への愛着と主体性を育むことができる機会をつくること。

（3）地域コミュニティ（まちづくり協議会）との連携

①地区まちづくり計画への理念の反映

各地区のまちづくり協議会が策定するまちづくり計画の中に、丹波の森づくりの考え方を自然に盛り込めるよう技術的助言を行うこと。

②地域主体のイベント展開

まちづくり協議会が主体となって地域の絆を深めながら、住民が主体的にかつ楽しく参画できる丹波の森に関連したイベントやキャンペーンを展開できるよう必要な支援を行うこと。

(4) 来訪者の受益と負担を原資とする「財政的仕組み」の検討

①「丹波の森づくり税（仮称）」などの制度研究

入湯税や宿泊税の仕組みを参考に、観光客等の来訪者から一定の経済的負担（例：1人500円等）をいただき、丹波篠山市における丹波の森づくりに係る活動費用の原資として、地域へ還元する財政スキームを検討すること。

②対外的なメッセージ発信の可視化

公営駐車場や宿泊施設等において、美しい風景が地域住民の努力によって守られている旨を明確に掲示し、来訪者の理解と協力を促す。

(5) 持続可能な実践を支える「仕事化」と「プロセス」の構築

①活動の「仕事化・収益化」への伴走支援

公共性と経済性のバランスを考慮した持続可能なビジネスとして成り立つよう支援を行うこと。

②多様な主体を結びつけるコーディネート機能

地域住民と外からの支援者（関係人口・移住者）をマッチングし、里山整備や空き家活用、地域活動への参画をスムーズにする「コーディネーターの配置と仕組みづくり」。

③外部委嘱者（地域おこし協力隊・集落支援員等）への推進研修会の実施

地域おこし協力隊や集落支援員など、市からの委嘱者に対して「丹波の森づくり」を深く理解するための研修会を実施する。理念のインプットに留まらず、各自の行う業務との関連性を紐解き、現場での推進力を高める。

(6) 行政主導による「政策横断的な推進体制」の確立

①各種補助金・助成金要項への「貢献取り組み」の必須化

市内の住民、任意団体、事業者が対象となる各種補助金・助成金の募集要項において、「丹波の森づくりへ貢献できる取り組み」の記載や実践を要件として必須化する。教育委員会を含め、庁内の全部署で横断的に統一して運用する。

②公募・入札要領への「貢献取り組み」の必須化

市内外からエントリーがある指定管理者の公募要項や、各種入札公募要領などにおいて、「丹波の森づくりへ貢献できる取り組み」を必須要件に設定し、全部署横断で統一する。

③庁内プロジェクトチームの躍動と定期的プレスリリース

市職員で構成する「丹波の森づくり推進チーム」を庁内で組織し、継続して機能させる。定期的なプレスリリース等を通じて「丹波の森」のキーワードが市民の目に触れる機会を創出し、その活動テーマがいかに多様であるかを、長い年月をかけて地域へ深く浸透させていく。

8. おわりに

本委員会は、「丹波の森づくり」の普遍的な精神を次世代へと繋ぐため、限られた検討期間の中で議論を重ねてきた。私たちがまず向き合ったのは、38年前の「丹波の森宣言」当時とは異なる、現代の深刻な問題設定である。当時は都市化に伴う外部からの開発圧（オーバーユース）への抵抗が主眼であったが、現在は人口減少やライフスタイルの変化に伴う手入れ不足、そして関わりの減少（アンダーユース）へと課題の本質が転換している。この大きなパラダイムシフトを捉え、環境保全を一辺倒な保護から「使って守る健全な循環」へと転換する基本理念を新条例の核として構築できたことは、本委員会の大きな到達点である。しかし一方で、条例という法的な規範を定めただけで現場が自動的に動き出すわけではないという、制度そのものが持つ限界も同時に浮き彫りとなった。

どれほど立派な条文を作っても、それが市民の日常生活や日々の生業に馴染まなければただの書類として形骸化してしまう。この限界を突破するために、本委員会は条文外の具体の解決手段として、普及啓発、教育連携、地域連携、財政的仕組み、そして持続可能な体制構築という「5つの柱」からなる具体的施策を提言するに至った。受益と負担の公平性を担保するスキームや、地域コミュニティとの伴走支援など、理念を現実の実装するための動線を引けたことは施策提案における到達点といえる。しかし、ここにもまた限界は存在する。限られた時間の中では、具体的な「仕事化・収益化」を担保するための持続可能なビジネスモデルの精緻な設計や、プレーヤーと地域とのコンフリクトを回避する相談窓口の具体的な運用組織のあり方など、実践現場における実務的課題の解決策までを網羅的に描き切るには至らなかった。

今後の行政においては、本答申が示した具体的な提案を着実に実行することはもとより、この「限界の先」にある未着手の課題に対しても常に留意し、柔軟かつ果敢に踏み込んで取り組むことが望まれる。社会情勢の変化に合わせ、既存の枠組みを超えた新たな仕組みを地域と共に検証し、アップデートし続けることこそが、条例の形骸化を防ぐ唯一の道である。

結びに、多大な熱量とそれぞれの現場における生きた知恵を持ち寄り、真摯に審議を尽くされた各委員各位、ならびに多面的な資料作成と円滑な委員会運営に尽力された事務局職員の皆様に、深い敬意と感謝の意を表し、本委員会の答申とする。

9. 検討の足跡

(1) 丹波の森づくり推進検討委員会の設置根拠

○丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会設置要綱

令和7年10月23日
要綱第71号

(設置)

第1条 丹波の森づくりに係る理念を、現在にとどまらず、将来にわたって持続的に市民と共有していくため、必要な事項について検討することを目的に、丹波篠山市丹波の森づくり推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「丹波の森づくり」とは、丹波地域における豊かな自然及び文化並びに人を大切にすることを、その礎とした上で、次に掲げる事項を指針として展開される様々な主体による取組をいう。

- (1) 丹波地域特有の土地利用及び自然環境の保全と活用
- (2) 自然景観を活用した美しい地域づくり
- (3) 文化景観及び歴史的資産の保存と活用
- (4) 活力ある地域の創造と丹波の森づくりを担う人材育成

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 丹波の森づくりに係る理念の普及・啓発に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募委員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3	委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
4	副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
	(会議)
第8条	委員会は、委員長が招集する。
2	委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
3	会議の議長は、委員長が務める。
	(庶務)
第9条	委員会の庶務は、企画調整担当部署において処理する。
	(補則)
第10条	この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。
	附 則
	(施行期日)
1	この要綱は、公布の日から施行する。
	(この要綱の失効)
2	この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 丹波の森づくり推進検討委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	田代 優秋	
副委員長	山田 俊朗	
委員	安達 鷹矢	
〃	安部 梨杏	
〃	清野 未恵子	
〃	吉良 佳晃	
〃	倉 剛史	
〃	酒井 達哉	
〃	谷垣 友里	
〃	横山 宜致	

(3) 丹波の森づくり検討委員会の検討経過（開催履歴）

第1回：令和8年1月14日（水）13：30～15：00

場所：丹波篠山市役所本庁舎 301 会議室

議題：丹波の森づくりについて ほか

第2回：令和8年2月17日（火）13：30～15：00

場所：丹波篠山市役所本庁舎 301 会議室

議題：丹波の森づくりの普及に向けた論点整理について ほか

第3回：令和8年3月23日（月）13：00～15：30

場所：丹波篠山市役所本庁舎 301 会議室

議題：丹波の森づくりに係る条例の検討について ほか

第4回：令和8年5月25日（月）14：00～15：30

場所：丹波篠山市役所本庁舎 301 会議室

議題：丹波の森づくりに係る条例の検討について ほか

第5回：令和8年6月19日（金）15：00～16：30

場所：丹波篠山市役所本庁舎 301 会議室

議題：丹波の森づくりに係る条例の検討について ほか

第6回：令和8年7月10日（金）15：00～16：30

場所：丹波篠山市役所本庁舎 301 会議室

議題：丹波の森づくりに係る条例の検討について ほか

第7回：令和8年7月23日（木）15：00～16：30

場所：丹波篠山市役所本庁舎 301 会議室

議題：丹波の森づくりに係る条例の検討について ほか